

- 一、 同業組合員
- 二、 同業組合員
- 三、 同業組合員
- 四、 同業組合員
- 五、 同業組合員
- 六、 同業組合員
- 七、 同業組合員
- 八、 同業組合員
- 九、 同業組合員
- 十、 同業組合員
- 十一、 同業組合員
- 十二、 同業組合員
- 十三、 同業組合員
- 十四、 同業組合員
- 十五、 同業組合員
- 十六、 同業組合員
- 十七、 同業組合員
- 十八、 同業組合員
- 十九、 同業組合員
- 二十、 同業組合員
- 二十一、 同業組合員
- 二十二、 同業組合員
- 二十三、 同業組合員
- 二十四、 同業組合員
- 二十五、 同業組合員
- 二十六、 同業組合員
- 二十七、 同業組合員
- 二十八、 同業組合員
- 二十九、 同業組合員
- 三十、 同業組合員
- 三十一、 同業組合員
- 三十二、 同業組合員
- 三十三、 同業組合員
- 三十四、 同業組合員
- 三十五、 同業組合員
- 三十六、 同業組合員
- 三十七、 同業組合員
- 三十八、 同業組合員
- 三十九、 同業組合員
- 四十、 同業組合員
- 四十一、 同業組合員
- 四十二、 同業組合員
- 四十三、 同業組合員
- 四十四、 同業組合員
- 四十五、 同業組合員
- 四十六、 同業組合員
- 四十七、 同業組合員
- 四十八、 同業組合員
- 四十九、 同業組合員
- 五十、 同業組合員

同人協同會福岡出張所

同人協同會福岡出張所

- 側では之れが爲に收入減を來すので二臺に半減し且つ挽子の組合組織を要求することとなり、九月十三日請負業者に對し左の要求をなしたのである。
- 十、要求事項並に經過
- 1、 荷馬車挽子側より左の要求をなした
  - 2、 荷馬車四臺増加を半減すること
  - 3、 荷馬車挽子組合を認むること
  - 4、 之に對し請負人は越へて十五日全部拒絶したので挽子側では次の二項を追加して十八日利島組支配人を訪問再び要求を爲したのである。
  - 5、 荷馬車賣買は従業員一同に一任すること
  - 6、 荷物激増し増車の必要を生じたる際は従業員一同に増車を命ずること